

廃棄物埋設に係る坑道の閉鎖に関する
原子力規制委員会の確認等に係る運用ガイド
(GL0006_r2)

原子力規制庁
原子力規制部
検査監督総括課

1 目的

本ガイドは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 51 条の 24 の 2 第 2 項の規定に基づく、廃棄物埋設事業者（法第 51 条の 6 第 1 項に規定する廃棄物埋設事業者）が廃棄物埋設の事業のための坑道を閉鎖しようとするときに係る坑道の埋戻し及び坑口の閉塞その他の原子力規制委員会規則で定める措置（以下「閉鎖措置」という。）についての坑道の閉鎖の工程ごとに行う原子力規制委員会による確認（以下「閉鎖措置確認」という。）に係る運用を定めたものである。

なお、閉鎖措置確認に当たっては、原子力規制検査等実施要領「4 法定確認行為等と原子力規制検査の関係」に示すとおり、原子力規制検査の結果を活用の上実施することとする。

2 閉鎖措置確認

2.1 閉鎖措置確認の申請

(1) 閉鎖措置確認の申請時期

閉鎖措置確認の申請は、廃棄物埋設事業者により廃棄物埋設の事業のための坑道の閉鎖の工程ごとに閉鎖措置に係る確認が行われた後、申請が行われることとなる。

(2) 申請書及び添付書類の記載内容

担当部署は、閉鎖措置確認の申請があった場合は、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成 20 年経済産業省令第 23 号。以下「第一種廃棄物埋設規則」という。）第 76 条第 1 項の申請書及び第 2 項の添付書類又は核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和 63 年総理府令第 1 号。以下「第二種廃棄物埋設規則」という。）第 22 条の 5 の 9 第 1 項の申請書及び第 2 項の添付書類に不備及び過不足がないことを確認する。

(3) 申請書に係る手数料納付

申請書の提出を受けた際に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号）第 65 条に規定する手数料に係る納入告知書の発行手続を行い、必要な手数料が納付されていることを確認する。

2.2 閉鎖措置確認の実施

確認に当たって、原子力検査官は、坑道の閉鎖の工程ごとに、原子力規制検査により廃棄物埋設事業者の保安のために講ずべき措置、法第 51 条の 24 の 2 第 1

項の認可を受けた閉鎖措置計画（同条第3項において準用する第12条の6第3項又は第5項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）等に係る活動を監視することで、廃棄物埋設事業者の講じた閉鎖措置が法第51条の24の2第2項等の規定を満たしていることを確認する。

(1) 検査項目の抽出

担当部署は、確認対象となる事項を特定し、関連する廃棄物埋設事業者の活動に対する原子力規制検査の検査項目（以下「検査項目」という。）を抽出する。

(2) 閉鎖措置確認の方法

抽出した検査項目について、担当部署は、申請以前の廃棄物埋設事業者の関連活動の実施状況についての原子力規制検査による確認結果を含め、原子力規制検査で確認すべき事項を必要に応じて特定し、当該検査項目の検査を担当する職員に伝達し、以後、相互に情報共有を図るものとする。

担当部署においては、一連の確認の実施により、当該検査項目で検査指摘事項がないこと又は検査指摘事項の内容が当該申請等に係る確認対象となる事項に影響を及ぼすものとなっていないことを確認することとし、必要に応じて廃棄物埋設事業者の活動状況、記録等を確認するものとする。

また、受理した申請書及び添付書類の記載事項について確認するものとする。

2.3 閉鎖措置確認の終了

(1) 閉鎖措置確認の終了の確認

原子力規制委員会は、閉鎖措置確認の終了に当たり、原子力規制検査の結果を取りまとめ、第一種廃棄物埋設規則第76条の2又は第二種廃棄物埋設規則第22条の5の10に基づき、廃棄物埋設事業者の講じた閉鎖措置が認可を受けた閉鎖措置計画に従って行われていることを確認する。

(2) 閉鎖措置確認証の交付

原子力規制委員会は、第一種廃棄物埋設規則第76条の2又は第二種廃棄物埋設規則第22条の5の10の規定に基づき、添付-1に示す様式による閉鎖措置確認証を申請者に交付するものとする。

添付－1 閉鎖措置確認証の例

閉鎖措置確認証

番 号
年 月 日

事業者 宛て

原子力規制委員会

〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって申請のあった下記事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第51条の24の2第2項の規定に基づく閉鎖措置の確認（〇〇工程）の件については、同項の規定に基づき確認したので、閉鎖措置確認証を交付します。

記

〇〇埋設事業所

廃棄物埋設に係る坑道の閉鎖に関する原子力規制委員会の確認等に係る運用ガイド

○改正履歴

改正	改正日	改正の概要	備考
0	2020/04/01	施行	
1	2021/04/21	○運用の明確化 ①確認対象及び手続を明確化（2. 閉鎖措置確認） ○記載の適正化	
2	2023/03/31	○記載の適正化	本改正内容は、 2023/04/01 から施行する。